

令和5年3月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和元年(ワ)第3529号、令和2年(ワ)第441号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年11月15日

判 決

5

主 文

10

1 被告 a1、被告 a2、被告 a3、被告 a4、被告 a5、被告 a6、被告 a7 及び被告 a8 (以下、これら被告 8 名を「被告 a1 ら 8 名」という。) は、別紙「認容額一覧表 1」原告欄記載の各原告に対し、連帯して、各対応する同認容額欄記載の各金員及びこれに対する令和 2 年 3 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員 (ただし、第 2 項の限度で被告テキシアジャパンホールディングス株式会社 (以下「被告テキシア社」という。)) と、第 3 項の限度で被告合同会社感謝の会 (以下「被告感謝の会」という。)) 及び被告 a9 と、第 4 項の限度で被告 a10 と、第 5 項の限度で被告 a11 とそれぞれ連帯して) を支払え。

15

2 被告テキシア社は、別紙「認容額一覧表 2」原告欄記載の各原告に対し、被告 a1 ら 8 名と連帯して、各対応する同認容額欄記載の各金員及びこれに対する令和 2 年 3 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員 (ただし、第 4 項の限度で被告 a10 と、第 5 項(1)及び同(2)の限度で被告 a11 とそれぞれ連帯して) を支払え。

20

3 被告感謝の会及び被告 a9 は、別紙「認容額一覧表 3」原告欄記載の各原告に対し、被告 a1 ら 8 名と連帯して、各対応する同認容額欄記載の各金員及びこれに対する令和 2 年 3 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員 (ただし、第 5 項(3)の限度で被告 a11 と連帯して) を支払え。

25

4 被告 a10 は、別紙「認容額一覧表 4」原告欄記載の各原告に対し、被

告 a1 ら 8 名及び被告テキシア社と連帯して、各対応する同認容額欄記載の各金員及びこれに対する令和 2 年 3 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員（ただし、第 5 項(2)の限度で被告 a11 と連帯して）を支払え。

5 5(1) 被告 a11 は、別紙「認容額一覧表 5－1」原告欄記載の各原告に対し、被告 a1 ら 8 名及び被告テキシア社と連帯して、各対応する同認容額欄記載の各金員及びこれに対する令和 2 年 3 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

10 (2) 被告 a11 は、別紙「認容額一覧表 5－2」原告欄記載の各原告に対し、被告 a1 ら 8 名、被告テキシア社及び被告 a10 と連帯して、各対応する同認容額欄記載の各金員及びこれに対する令和 2 年 3 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

15 (3) 被告 a11 は、別紙「認容額一覧表 5－3」原告欄記載の原告に対し、被告 a1 ら 8 名、被告感謝の会及び被告 a9 と連帯して、対応する同認容額欄記載の金員及びこれに対する令和 2 年 3 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

6 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

7 訴訟費用の負担は、別紙「訴訟費用負担一覧表」1 ないし 3 記載のとおりとする。

20 8 この判決は、第 1 項ないし第 5 項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

25 被告らは、別紙「請求目録」原告欄記載の各原告に対し、連帯して、各対応する同請求金額欄記載の各金員及びこれに対する令和 2 年 3 月 1 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告らが、被告らは被告テキシア社及び被告感謝の会では資金の運用実態がないにもかかわらず、これらの会社に出資をすれば元本保証かつ高利率で利息の支払を受けることができるかのように装って原告らから投資名目で現金を詐取したなどと主張して、①被告テキシア社及び被告感謝の会に対しては使用者責任に基づき、②その余の被告らに対しては共同不法行為に基づき、原告らの投資額及び弁護士費用相当額の損害賠償並びにこれに対する不法行為の後の日（令和2年(ワ)第441号事件の訴状送達が全ての被告に対して完了した日）である令和2年3月18日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、分離前被告 a12 は、本件口頭弁論期日に出頭せず答弁書その他の準備書面を提出しないため、弁論を分離した上で判決することとした。

2 前提事実（争いのない事実及び掲記各証拠（書証は枝番号を含む。）又は弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 被告テキシア社は、平成25年9月17日に設立された法人である。被告テキシア社は、自社への出資者を組織的に勧誘していたところ、Aグループ（被告 a1、被告 a7、被告 a8、b らをリーダーとするもの）とBグループ（被告 a3、被告 a4、被告 a5 及び被告 a6 らをリーダーとするもの）に分かれていた（甲 A 6 1、8 6）。

イ 被告感謝の会は、平成29年7月7日に設立された法人である（甲 A 8 7）。

ウ 分離前被告 a12（以下「a12」という。）は、被告テキシア社及び被告感謝の会において「会長」、「キング」と呼称され、両社を統括し支配して

いた者である。

エ 被告 a1（以下「被告 a1」という。）は、a12 とともに被告テキシア社を設立し、平成 25 年 10 月 18 日から平成 28 年 8 月 1 日までの間、同社の代表取締役を務めていた者である。

5 オ 被告 a2（以下「被告 a2」という。）は、被告 a1 の妻であり、被告テキシア社における経理責任者を務め、平成 26 年 2 月 28 日から平成 28 年 8 月 1 日まで被告テキシア社の取締役を務めていた者である。

カ 被告 a3（以下「被告 a3」という。）は、Bグループに属する名古屋地区及び仙台地区を統括していた者である。

10 キ 被告 a4（以下「被告 a4」という。）及び被告 a5（以下「被告 a5」という。）は、Bグループに属する関東地区のディレクターをまとめる地域担当者を務めていた者である。

ク b（以下「b」という。）は、Aグループに属する b グループのリーダーを務めていた者である。b は、本件訴訟係属中である令和 4 年 3 月 26 日に死亡した。

ケ 被告 a7（以下「被告 a7」という。）は、Aグループに属する a7 グループのリーダーを務めていた者である。

コ 被告 a8（以下「被告 a8」という。）は、Aグループに属する a8 グループのリーダーを務めていた者である。

20 サ 被告 a6（以下「被告 a6」という。）は、Bグループに属する福井地区・北海道地区のディレクターをまとめる地域担当者を務めていた者である。

シ 被告 a11（以下「被告 a11」という。）は、名古屋地区のディレクターを務めていた者である。

25 ス 被告 a10（以下「被告 a10」という。）は、平成 28 年 8 月 1 日から被告テキシア社の代表取締役を務める者である。

セ 被告 a9（以下「被告 a9」という。）は、平成 29 年 7 月 7 日から被告

感謝の会の代表社員を務める者である。

(2) 被告テキシア社の出資募集の方法及び組織形態

ア 被告テキシア社では、設立当初から、被告テキシア社に対する投資名下に、不特定多数の顧客に対して出資の募集をしていた。

5 被告テキシア社では、顧客を勧誘するに当たり、元本返還を保証し、配当として預かった額の2%ないし4%を毎月支払うと約束すること、出資から1年経過したときには、顧客は元本償還又は投資継続を選択できること、a12の資産が元本及び配当の担保となることなどを説明していた（以下「本件投資システム」という。）。

10 被告テキシア社では、顧客から金銭を受け入れる際には、「借用書」と題する書面に、「借入金」として、預り金額に1年分の配当額を加算した金額を記載していた。

15 イ 被告テキシア社は、「キング」と呼称されていたa12を頂点として、構成員や顧客を階層的に区分し、上位者から順に、ディレクター、マネージャー、エヴァンジェリスト及び一般会員と呼称していた。

(3) a12は、令和3年6月16日、詐欺、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反により、懲役8年及び罰金200万円の実刑判決を受けた（甲A85）。

20 被告a1、被告a2、被告a3、被告a5、b、被告a7、被告a8、被告a6及び被告a4は、いずれも出資法違反により懲役刑（ただし、執行猶予）及び罰金刑の判決を受けた（甲A12、15、17、21、26、29、36、43、64）。

3 争点

- 25 (1) 被告テキシア社及び被告感謝の会の出資募集の違法性の有無
(2) 被告テキシア社及び被告感謝の会以外の被告らの共同不法行為の成否
(3) 被告テキシア社及び被告感謝の会に対する法人格否認の法理の適用の有無

(4) 被告 a3、被告 a5、被告 a4 及び被告 a6 (以下「被告 a3 ら 4 名」という。) は本件投資システムによる集金活動を辞めた後に集められた預り金についても責任を負うか。

(5) 損害額

5 4 争点に関する当事者の主張

(1) 被告テキシア社及び被告感謝の会の出資募集の違法性の有無

(原告らの主張)

被告テキシア社は、元本保証及び年利 3 6 % の高配当を約束して出資募集をしていたものの、実際には、株式投資等の運用を全く行っておらず、顧客
10 に対する元本返還及び配当支払の原資は顧客から受けた出資であった。また、
実際には出資募集行為をしているのに、形式的には金銭消費貸借の体裁をと
った借用書を交付していた。このような被告テキシア社の原告らに対する出
資募集行為の実態は、元本及び高配当の裏付けのないまま、元本保証及び高
利回りをうたったもので、いわば自転車操業的に資回転させるだけのもので
15 あったから、当該出資募集行為が詐欺に当たり、違法であることは明らかで
ある。被告感謝の会も、被告テキシア社と同様の出資募集行為を行っており、
違法である。

(被告らの主張)

争う。

20 (2) 被告テキシア社及び被告感謝の会以外の被告らの共同不法行為の成否

(原告らの主張)

ア 被告 a1

被告 a1 は、平成 2 5 年頃、a12、被告 a2 らとともに、違法営業により経
営破綻した株式会社ライフステージ (以下「ライフステージ」という。)
25 と同様のシステムで集金を行うことを決定した後、同年 1 0 月 1 8 日に被
告テキシア社の代表取締役となり、平成 2 8 年 8 月 1 日に同代表取締役を

退任した後も、a12 の指示を他の被告テキシア社関係者に伝え、ディレクター会議で司会進行役を務めるなど重要な役割を果たしていた。

また、a12 によって預り金が運用されていないことを認識していたにもかかわらず、そのことを a12 に確認をしなかった。

5 以上から、被告 a1 は、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容した上で a12 らと相互に一体となって共同不法行為を行っていたというべきである。

イ 被告 a2

10 被告 a2 は、平成 25 年頃、a12 及び被告 a1 らとともに、ライフステージと同様のシステムで集金を行うことを決定した後、平成 26 年 2 月 28 日に被告テキシア社の取締役となり、平成 28 年 8 月 1 日に同取締役を辞任した後も、被告テキシア社の経理担当を務めるなど重要な役割を果たしていた。

15 また、a12 によって預り金が運用されていないことを認識していたにもかかわらず、そのことを a12 に確認をしなかった。

 以上から、被告 a2 は、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容した上で a12 らと相互に一体となって共同不法行為
20 を行い、又は幫助を行ったものといえる。

ウ 被告 a3 ら 4 名

 被告 a3 ら 4 名は、平成 25 年 11 月下旬頃から活動を始め、5 レンジャーと呼称され、B グループを形成し、各地区のディレクターの頂点として活動するなど重要な役割を果たしていた。したがって、被告 a3 ら 4 名は、
25 本件投資システムにおいて運用の実体のない集金システムが用いられており、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能になることを認識し

ていたと認められるから、原告らに被害を与えることについて包括的かつ未必的な故意があったといえる。仮に、故意がなかったとしても、本件投資システムにより投資被害が生じることについて具体的な予見可能性があり、重大な過失があったというべきである。

5 以上のとおり、被告 a3 ら 4 名は、a12 らと相互に一体となって共同不法行為を行い、又は幫助を行ったものといえる。

エ 被告 a7

被告 a7 は、平成 25 年 8 月頃から、ライフステージの客に出資金を返還するために、被告テキシア社の活動を始め、A グループの a7 グループのトップディレクターとして 600 人以上から合計約 22 億円の出資をさせるなど重要な役割を果たした。したがって、被告 a7 は、本件投資システムにおいて運用の実体のない集金システムが用いられており、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能になることを認識していたと認められるが、運用状況について十分な確認を行っていない。したがって、被告 a7 は、
10 故意又は重過失により、a12 らと相互に一体となって共同不法行為を行い、
15 又は幫助を行ったものといえる。

オ 被告 a8

被告 a8 は、平成 25 年 8 月から 10 月頃、被告テキシア社において顧客らから金を集めることについて a12 らと話し合いを行っており、組織的かつ計画的な本件投資システムの構築に関与している。被告 a8 は、本件投資システムにより損失が出ても a12 の資産で補填できるなどの言葉を信じ、a12 に本当に資産があるかについて確かめたことはなかった。したがって、被告 a8 は、故意又は重過失により、a12 らと相互に一体となって共同不法行為を行い、又は幫助を行ったものといえる。
20

カ 被告 a11

被告 a11 は、被告テキシア社において、スーパーディレクターという名

古屋地区の組織を統括する地位にあり、名古屋地区の金銭管理を行っており、被告 a3 ら 4 名に匹敵する上級幹部として重要な役割を果たしていた。被告 a11 は、配下の者が出資金名目で集めた金を自らの事務所で保管・管理し、自己の計算において分配するなどしていたのであるから、会員から集めた預り金は何ら運用されておらず、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能になることを十分に予見できたと認められる。したがって、被告 a11 は、故意又は重過失により、a12 らと相互に一体となって共同不法行為を行い、又は幫助を行ったものといえる。

キ 被告 a10

被告 a10 は、仙台地区のリーダーを務めた後、平成 28 年 8 月 1 日から被告テキシア社の代表取締役を務めていたのであるから、会員から集めた預り金は何ら運用されておらず、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能になることを十分に予見できたと認められる。したがって、被告 a10 は、故意又は重過失により、a12 らと相互に一体となって共同不法行為を行い、又は幫助を行ったものといえる。

ク 被告 a9

被告 a9 は、仙台地区のリーダーとして活動し、最終的に 1200 人以上の会員から、合計 41 億 7000 万円以上を集金した。また、a12 の指示を受け、平成 29 年 8 月から被告感謝の会の代表社員も務めた。a12 から直接指示を受ける立場にあり、重要な役割を果たしていたのであるから、会員から集めた預り金は何ら運用されておらず、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能になることを十分に予見できた。したがって、被告 a9 は、故意又は重過失により、a12 らと相互に一体となって共同不法行為を行い、又は幫助を行ったものといえる。

(被告 a1 及び被告 a2 の主張)

争う。被告 a1 及び被告 a2 は本件投資システムの構築に関与していない。

また、被告 a1 及び被告 a2 は、a12 から実際にトレードをしている状況などを確認して資金運用が実際にされていることを確認し、a12 を信用していたから、故意及び過失は認められない。

仮に不法行為責任を負うとしても、被告テキシア社の代表取締役の退任以降の交付行為については責任を負わない。被告感謝の会にも関与していないため、被告感謝の会に対する交付行為についても責任を負わない。

(被告 a3 及び被告 a5 の主張)

争う。被告 a3 及び被告 a5 は、a12 の資産や、トレーダーの株式投資で担保されると信じていた。

(被告 a4 及び被告 a6 の主張)

争う。被告 a4 及び被告 a6 は、a12 からシンガポールで資産を見せられるなどしており、a12 の説明を信じていた。

(被告 a7 の主張)

争う。原告らの中に a7 グループの者や面識のある者は1人もおらず、被告 a7 は原告らに対しては責任を負わない。

(被告 a8 の主張)

争う。被告 a8 は、a12 が資産家であると信じていたし、本件投資システムの構築に関わっておらず、資金の流れや運用等にも一切関わっていない。被告 a8 は、原告らと面識すらなく、原告らとの関係で不法行為責任を負わない。

(被告 a11 の主張)

争う。被告 a11 は名古屋地区のディレクターの1人にすぎず、スーパーディレクターという役職になかった。名古屋地区のディレクターを管理していたのは被告 a3 である。また、被告 a11 は、平成28年10月より以前はa12 が莫大な資産を持っており、配当金も a12 が出していると聞いていて被告テキシア社の破綻の可能性を認識していなかった。

(被告 a10 の主張)

争う。被告 a10 は被告テキシア社の名目的代表取締役にすぎない。

(被告 a9 の主張)

争う。被告 a9 は仙台地区の責任者にはなっていないし、a12 の指示により
5 被告感謝の会の代表となっただけであり、名目的代表社員にすぎない。

(3) 被告テキシア社及び被告感謝の会に対する法人格否認の法理の適用の有無

(原告らの主張)

被告感謝の会は、被告テキシア社が詐欺会社であるという情報がインター
ネット上に流れ、資金調達が困難となっていたことから、被告テキシア社の
10 運営経費等を補充するための資金調達を目的として設立された会社である。

したがって、詐欺を行う主体の看板を付け替えたにすぎないから、被告テ
キシア社は、法人格否認の法理により、被告感謝の会の被害者に対する責任
も負うべきであるし、被告感謝の会も、同様に被告テキシア社の被害者に対
する責任も負うべきである。

15 (被告テキシア社及び被告感謝の会の主張)

争う。

(4) 被告 a3 ら 4 名は本件投資システムによる集金活動を辞めた後に集められ
た預り金についても責任を負うか。

(原告らの主張)

20 被告 a3 ら 4 名は、自己が本件投資システムによる集金活動において及ぼし
た影響を除去するような努力はしていないから、本件投資システムによる被
害に関して、自らが及ぼした影響力が解消されて、その後になされた出資との
間の因果関係が遮断されたというような事実はない。

(被告 a3 及び被告 a5 の主張)

25 仮に被告 a3 及び被告 a5 が不法行為責任を負うとしても、被告 a3 及び被告
a5 は平成 29 年 7 月末頃に被告テキシア社を辞め、被害者の会を設立して救

済のための活動をしているから、遅くとも平成29年9月以降の交付行為については責任を負わない。

(被告 a4 及び被告 a6 の主張)

仮に不法行為責任を負うとしても、離脱した平成29年8月以降の交付分
5 については責任を負わない。

(5) 損害額

(原告らの主張)

原告らには、別紙「請求目録」の請求金額欄記載の損害が生じた。

(被告テキシア社の主張)

10 争う。被告テキシア社が原告らに対して支払済みの金額については、損害額から控除されるべきである。

(被告感謝の会の主張)

争う。被告感謝の会が原告らに対して支払済みの金額については、損害額
15 から控除されるべきである。

(その余の被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、争いがない事実、証拠（後掲のもののほか、認定事実
20 全般につき、乙D1、H2、M2、N1、O1、被告 a7 本人、被告 a4 本人、
被告 a6 本人、被告 a10 本人、被告 a11 本人、被告 a9 本人。ただし、下記認定
に反する証拠は採用することができない。）及び弁論の全趣旨によれば、次の
事実が認められる。

25 (1) ライフステージは、平成23年8月以降、多数の一般投資家に対し、関連
会社である外国法人が出資された資金をFX取引で運用し、それにより生じた
運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘

し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。ライフステージは、月3ないし5%の配当をすることで、平成23年8月から平成25年10月までの間に、延べ約5000人から約146億円の出資金を集めた。ライフステージは、「エージェント」という呼称の個人又は法人に指示して出資金の募集
5 をしていた。ライフステージは、「エージェント」に対して勧誘した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を支払っていた。

被告 a3 は、ライフステージの代表取締役を務めており、被告 a6、被告 a4
及び被告 a5 は、ライフステージの取締役を務めていた。また、被告 a1 は、
ライフステージの「エージェント」であり、被告 a2 は経理として被告 a1 を
10 手伝っていた。被告 a1 は、ライフステージにおいて約8億5000万円の出資金を集めた。また、被告 a1 は、b、被告 a7 をライフステージへの出資に勧誘した。また、被告 a7 は、被告 a8 をライフステージへの出資に勧誘した。

証券取引等監視委員会は、平成25年11月12日、東京地方裁判所に対し、ライフステージについて、金融商品取引法違反行為の禁止及び停止を命
15 ずるよう申立てを行った。

(甲A9、13、16、18、22、27、30、37、44、48)

(2) 被告 a1 及び被告 a2 は、平成25年7月頃、知人を介して a12 と知り合っ
た。

被告 a1 は、その頃、ライフステージの顧客からライフステージは実質的に
20 出資金の運用をしていないという噂を聞いたことから、a12 に対し、同月後半頃、ライフステージの調査を依頼した。a12 が、その調査をシンガポールに住む人物に依頼したところ、同人から、ライフステージのシンガポール事務所の事業実体が確認できない旨の連絡があった。被告 a1 は、その当時顧客から総額8億5000万円の資金を集めていたので、配下の勧誘員を通じて勧
25 誘した顧客に多額の損失を生じさせてしまうことを懸念し、今後の対処方法を a12 に相談した。

その後、当時ライフステージで被告 a1 の配下にいた b も加わり、a12 及び被告 a1 らが打合せを重ねた結果、ライフステージとは別に、新たに顧客から出資を募ることによってライフステージの顧客の損失を補填する方針が決まった。

5 (甲 A 1 3、1 6)

(3) 被告 a1 は、平成 2 5 年 8 月頃、ライフステージの代表者から連絡がないこともあり、完全にライフステージから a12 に乗り換えることを決めた。

a12 は、同月頃、c を連れ、被告 a1 が経営する株式会社の事務所を訪れた。その際、被告 a1 は、b 並びに自らの配下でライフステージの勧誘員を務めていた被告 a7 及び被告 a8 らに対し、ライフステージは破綻に近い旨伝えた。
10 a12 は、b らに対し、c を紹介した上で、同人が大企業の社長の資産を運用するなど株取引の経験が豊富な敏腕トレーダーである旨述べるなどした。

(甲 A 1 3、1 6、1 8、2 2、2 7)

(4) その後、被告 a1、被告 a2、被告 a7、b、被告 a8 らは、不特定多数人から資金を集めるためのスキームについて打合せを重ねた。
15

a12 と被告 a1 は、遅くとも平成 2 5 年 9 月頃までに、被告 a7、b、被告 a8 に対し、テキシアという会社を設立して投資名下に現金を集めること、顧客に対する配当額は毎月出資額の 4 % とすること、元本を保証すること、顧客には現金を受け入れる際に「借用書」と題する書面を交付するというスキーム (以下「本件スキーム」という。) を説明し、同月頃から、本件スキームによる現金の受入れが始まった。被告 a1 らは、まずは、ライフステージにおいて勧誘した顧客に対し、本件スキームを説明して出資を勧誘した。
20

被告テキシア社は、同月 1 7 日付けで設立され、同年 1 0 月 1 8 日付けで被告 a1 が代表取締役役に就任した。

25 (甲 A 1 3、1 6、1 8、2 2、2 7、8 6)。

(5) a12 は、平成 2 5 年 1 1 月頃、京都市内において、被告 a1 同席の下、当時、

ライフステージの代表取締役であった被告 a3 のほか、いずれも同社の取締役であった被告 a4、被告 a6 及び被告 a5 と会うと、寿司店で飲食させてキャバクラで数百万円を支払うなどして被告 a3 らを遊興させ、さらにそれぞれに 1 人 1 0 0 万円を渡すなどするとともに、被告 a3 らに対し、その場に同席させた c を自らの右腕の名トレーダーだと紹介するなどしつつ、ライフステージと決別して被告テキシア社に加わるよう求めた。なお、c は、被告テキシア社の活動期間中、被告テキシア社が受け入れた受領金を運用したことは一度もなかった。

(甲 A 3 0、3 7、4 4、4 8)

(6) a12 は、平成 2 5 年 1 1 月頃、神戸市内の被告テキシア社の事務所において、既に被告テキシア社の一員として顧客勧誘活動を行っていた被告 a7 及び b らに対し、ライフステージの役員を務めていた被告 a3 ら 4 名らから謝罪させた。a12 は、被告 a7 及び b らに対し、被告 a3 ら 4 名らを被告テキシア社に参加させることを承諾させ、引き続き、被告 a1 らが、被告 a3 ら 4 名らに対し、本件スキームに基づいて現金を集めることなどを説明し、被告 a3 ら 4 名らから、本件スキームに則って顧客を勧誘し現金を集めることの承諾を得た。被告テキシア社は、それ以降、被告 a3 ら 4 名らの参加を得て同社に対する投資名下に顧客の勧誘を続けた。

(甲 A 1 9、2 3、3 1、3 8、4 5、4 9)

(7) 被告テキシア社では、① 1 口 1 0 0 万円を預けて被告テキシア社の会員になれば、預入れの翌々月末から預けた金額の 3 % の配当金を毎月受け取ることができる、② 元本を保証し、配当開始から 1 年後には元本を償還するが、償還を受けるか預入れを更新するかは顧客が選ぶことができるなどの条件で顧客を勧誘し、その際、元本に 1 年分の配当金額を加えた額を借り受けた旨記載した「借用書」と題する書面を顧客に交付していた。被告テキシア社では、現金の受入れや配当金の支払等は、基本的に銀行口座を介さず、現金の

授受により行っていた。

(甲A14、28、32、39、47)

(8) 被告テキシア社では、設立当初から a12 が、会長と呼称され、被告テキシア社の活動期間を通じて、同社の最高権力者として振る舞っていた。

5 被告 a1 は、平成26年、被告テキシア社の単独の代表取締役となり、同社の社長として活動するようになった。なお、被告 a1 は、平成28年8月に被告テキシア社の代表取締役を退いたが、同社での活動は継続し、従前と同様に a12 の指示を他の被告テキシア社の関係者に伝え、ディレクター会議で司会進行役を務めるなどした。

10 被告 a2 は、被告テキシア社において、設立当初から平成30年1月頃まで経理担当の部長を務め、顧客と経理の管理をしていた。被告 a2 は、サイボウズで会員と預り金を管理し、各ディレクターごとに毎月預かった金銭を整理した実績表という一覧表、各ディレクターに支払う配当を計算した配当表、満期が近い顧客のリストなどを作成して、ディレクター会議で配るなど
15 していた。被告 a2 は、被告テキシア社の当初の設立に関与した者が離脱する際に預り金の運用はどうなっているのかを聞いた際に、a12 は何もしていないと聞いたが、その後、a12 に何も確認していない。

20 被告テキシア社は、被告 a1、被告 a7、b、被告 a8 らをリーダーとする A グループ、被告 a3 ら4名をリーダーとする B グループに分かれており、やがて、両グループとも、各リーダーの下、上位者から順に、ディレクター、マネージャー、エヴァンジェリストの肩書きを持つ会員が配置され、ピラミッド構造の組織が構築された。被告 a1、被告 a7、b、被告 a8、被告 a3 ら4名は、一般のディレクターと異なり、一般のディレクターを統括する立場にあり、全国各地で行われるセミナーに出席したりした。

25 被告 a1 は、配下にいるディレクターを統括する立場にあった。

被告 a7 は、愛媛県などを統括し、被告 a8 も、高知県などを統括し、b は、

岡山地区を統括していた。

被告 a3 ら 4 名は、ライフステージにおける人脈等も利用し、集めた預り金の金額の上位を占めるようになり、被告テキシア社内において「5 レンジャー」などと呼称されるようになった。被告 a3 ら 4 名の B グループは、会員数及び預り金の点で、A グループを上回るようになった。

被告 a3 は、名古屋地区と仙台地区を統括しており、被告テキシア社において活動していた期間内に経費込みで合計約 1 億 4 5 0 0 万円の収入を得た。

被告 a4 は、東京、山形、静岡、富山、大阪、四国を統括し、被告 a5 は、東京、福島を統括し、被告 a6 は、福井地区と北海道地区を統括していた。

これらの被告らが統括するグループは、「b グループ」などと統括する者の名前を取って呼称されていた。

(甲 A 1 6、2 0、2 4、3 2、3 9、4 6、5 0、6 1、8 2)

- (9) 被告テキシア社では、新たに顧客を勧誘して現金を受け入れると、勧誘者又はその上位者にバックマージンが支払われるシステムが採られており、そのうちイニシャルフィーは、顧客から新たに現金を受け入れた場合に、1 回限り、受領金の 1 2 % から 3 0 % 程度が支払われるもの、ランニングフィーは、毎月、受領金の 1 % から 2 % が支払われるものであった。

イニシャルフィーは、B グループにおいては、被告 a3 らが B グループで集めた預り金の 1 2 % を被告 a3 ら 4 名が経費としてそれぞれ 2 ないし 2. 5 % 受領し、そのほかを被告 a3 ら 4 名より下の職位の者に分配するなどしていた。イニシャルフィーの計算方法は後に変更され、被告 a3 らが受領する金額は下がった。

(甲 A 2 0、2 4、3 9、4 2、4 6、乙 H 1)

- (10) 被告テキシア社では、平成 2 6 年以降、毎月 1 回ディレクター会議を開催し、a12、被告 a1、被告 a2 のほか、A、B 各グループのリーダー及びディレ

クターらが参加した。また、A、Bの各グループとも、ディレクター会議での伝達事項等が、ディレクターらを通じて、同会議に参加しない会員らにも周知されていた。被告テキシア社におけるディレクターの人数は100人を超え、多い時では200人にも上った。

5 (甲A32、46、乙J1)

- (11) 被告 a11 は、平成26年7月頃、担当者から勧誘を受けて被告テキシア社に出資したところ、既に知人を紹介していたことから、出資と同時にディレクターの地位に就任した。

10 被告 a11 は、被告テキシア社に加入した後、被告 a3 が統括する名古屋地区において、多数の者を勧誘し、妻の名義でマンションの一室を借りて、これをサロンと称して顧客を勧誘していた。被告 a11 は、上記サロンで名古屋地区における預り金を金庫において保管するなどし、会員に配るなどしていた。被告 a11 が勧誘した者及び被告 a11 が勧誘した者が勧誘した者が所属する者は少なくとも二、三千人となった。そして、被告 a11 は、被告 a3 から名古屋地区の「まとめ役のディレクター」であると認識されていて、被告 a6 から

15 「まとめ役のディレクター」、複数の会員からも「名古屋地区のリーダー」、「名古屋地区を統括する」者、名古屋地区の「グループリーダー」などと認識されていた。

- (12) 被告 a10 は、被告 a3 が統括する仙台地区においてディレクターを務めていた。被告 a10 は、名前だけ借りるとは言われずに a12 からの指名を受け、直ちにこれに前向きに応じ、平成28年8月1日、被告テキシア社の代表取締役役に就任した。被告 a10 は、被告テキシア社の代表者になった後は、全国の地区を回って会合に参加してディレクターに対する指示をするなどした。

(甲A53、55、56、58、59、60、61、86)

- 25 (13) 平成29年6月頃、a12 及び被告 a1 は、被告 a7、b、被告 a9 らに対し、被告テキシア社とは別の法人を立ち上げてそこで新たに会員を募集することを

説明した。

被告 a9 は、平成 29 年 6 月頃、被告 a3 が統括する仙台地区においてディレクターを務めていた。a12 は、その頃被告 a9 に対し、名前だけ借りるとは言わずに新法人として設立する被告感謝の会の代表を務めるよう指名し、被告 a9 は直ちにこれに前向きに応じた。被告 a1 は、同年 7 月頃のディレクター会議において、ディレクターらに対し、被告感謝の会を設立することを発表した。被告 a9 は、a12 からの指示を受け、平成 29 年 7 月 7 日、被告感謝の会を設立し、同社の代表社員となった。

被告感謝の会は、同年 8 月上旬ころから預り金の募集を開始した。なお、被告感謝の会においても経理は被告 a2 が担当していた。

(甲 A 5 2、8 7、8 9)

(14) 被告テキシア社は、平成 29 年 3 月以降、毎月の配当金、償還金、バックマージン等の顧客への支払が各月の新規の顧客からの受領金額を上回り、同年 9 月には、配当金の支払が困難となって現金の受入れを停止し、破綻した。また、被告感謝の会は、顧客に対して一度も配当を実施することなく、破綻した。

(甲 A 5 2、5 3)

2 争点 1 (被告テキシア社及び被告感謝の会の出資募集の違法性の有無) について

前記前提事実及び認定事実のとおり、被告テキシア社の原告ら顧客に対する出資募集行為の実態は、元本保証及び高利回りをうたって多額の資金を集めながらも、集めた資金を運用することなく、それを月 2% ないし 4% という極めて高利の顧客への配当や高額の内シヤルフィー、ランニングフィー等の原資に充てていたもので、いわば自転車操業的に資金を回転させるだけのものにすぎない。本件投資システムは、いずれ破綻して、多数の顧客に損害を与えることは必至であることが明らかであることからすれば、上記出資募集行為は違法

である。そして、被告感謝の会の出資募集行為も、被告テキシア社と同様のものであり、これも違法であることは明らかである。

3 争点2（被告テキシア社及び被告感謝の会以外の被告らの共同不法行為の成否）について

5 (1) 被告 a1

ア 関連共同性の有無

前記認定事実のとおり、被告 a1 は、平成 25 年頃、a12、被告 a2 らとともに、ライフステージと同様のシステムで集金を行うことを決定した後、同年 10 月 18 日に被告テキシア社の代表取締役となり、平成 28 年 8 月 10 1 日に同代表取締役を退任した後も、a12 の指示を他の被告テキシア社の関係者に伝え、ディレクター会議で司会進行役を務めるなど重要な役割を果たし、被告感謝の会の設立にも関与していたことが認められる。被告 a1 は、原告らに対する不法行為の全てにおいて関連共同性が認められる。

イ 被告 a1 の不法行為責任の有無

15 被告 a1 は、上記のような重要な役割を担っているところ、a12 によって預り金が運用されていないことを認識していたにもかかわらず、そのことを a12 に確認をしたことを認めるに足る証拠はない。

20 以上から、被告 a1 は、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容していたと認められ、不法行為責任を負う。

ウ これに対し、被告 a1 は、本件投資システムの構築に関与していないし、a12 から実際にトレードをしている状況などを確認して資金運用が実際にされていることを確認し、a12 を信用していたから、故意及び過失は認められないと主張し、証拠（甲 A 1 3）がこれに沿う。

25 しかしながら、被告 a1 が確認したのは c が何か部屋にこもってパソコンを操作しているのを見たという程度にすぎない（甲 A 1 3）。被告 a1 は、

被告テキシア社の事業を開始する前に、本件投資システムと同様の方法で金銭を集めていたライフステージでの事業の失敗を経験しているにもかかわらず、a12 から所有する資産や預り金の運用実績について具体的な確認をしていないのであるから、被告 a1 の主張を採用することはできない。

5 エ 以上によれば、被告 a1 は、共同不法行為による責任を負う。

(2) 被告 a2

ア 関連共同性の有無

被告 a2 は、平成 25 年頃、a12 及び被告 a1 らとともに、ライフステージと同様のシステムで集金を行うことを決定した後、平成 26 年 2 月 28 日に被告テキシア社の取締役となり、被告テキシア社の経理を担当し、平成 28 年 8 月 1 日に同取締役を辞任した後も、被告テキシア社及び被告感謝の会の経理担当を務めるなど重要な役割を果たしていた。被告 a2 は、原告らに対する不法行為の全てにおいて関連共同性が認められる。

イ 被告 a2 の不法行為責任の有無

15 被告 a2 は、上記のような重要な役割を担っているところ、a12 によって預り金が運用されていないことを認識していたにもかかわらず、そのことを a12 に確認をしなかった。

以上から、被告 a2 は、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容していたと認められ、不法行為責任を負う。

20 ウ これに対し、被告 a2 は、本件投資システムの構築に関与していないし、a12 から実際にトレードをしている状況などを確認して資金運用が実際にされていることを確認し、a12 を信用していたから、故意及び過失はないと主張し、証拠（甲 A 8 2）がこれに沿う。

25 しかしながら、被告 a2 が確認したのは c が何かパソコンを操作しているのを見たという程度にすぎない（甲 A 8 2）。被告 a2 は、被告テキシア社

及び被告感謝の会の経理担当として、被告テキシア社が高額の金銭を預か
っていたことを認識しており、本件投資システムを破綻させないためには、
高額の利益を上げ続けなければならないことを認識していたにもかかわらず、
a12 から所有する資産や預り金の運用実績について具体的な確認をし
ていないのであるから、被告 a2 の主張を採用することはできない。

エ 以上によれば、被告 a2 は、共同不法行為による責任を負う。

(3) 被告 a3 ら 4 名

ア 関連共同性の有無

ライフステージの幹部であった被告 a3 ら 4 名は、平成 25 年 11 月から
被告テキシア社の活動に加わり、ライフステージの顧客等の人脈を利用し
て多数の者を勧誘し、その勧誘者らに更に勧誘をさせるなどして組織を拡
大させ、ディレクターより上位の地位にあり、各地区を統括し、被告テキ
シア社内において「5 レンジャー」と呼称されるほどの預り金を集めるな
ど、重要な役割を果たしていた。さらに、被告 a3 は、被告テキシア社にお
いて総額約 1 億 4 5 0 0 万円の収入を得ており、被告 a4、被告 a5、被告 a6
も、相応の収入を得ていることが推認される（被告 a6 は、それぞれ 1 億円
と推計している（甲 A 4 2））。被告 a3 ら 4 名は、原告らに対する不法行為
の全てにおいて関連共同性が認められる。

イ 被告 a3 ら 4 名の不法行為責任の有無

被告 a3 ら 4 名は、上記のような重要な役割を担っているところ、被告テ
キシア社が急速に拡大し、多額の資金を集めていることを認識していたに
も関わらず、a12 らに預り金の運用実績等を確認しなかったのであるか
ら、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に
認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認
容していたと認められ、不法行為責任を負う。

ウ これに対し、被告 a3 及び被告 a5 は、a12 の資産や c トレーダーの株式

投資で担保されると信じていたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。これを措くとしても、被告 a3 及び被告 a5 は a12 の資産や運用の実績について具体的な確認を一切していないのであるから、被告 a3 及び被告 a5 の主張を採用することはできない。

5 エ また、被告 a4 及び被告 a6 は、a12 からシンガポールで資産を見せられるなどしており、a12 の説明を信じていたと主張し、証拠（乙 H 2、乙 M 2、被告 a4 本人、被告 a6 本人）がこれに沿う。

しかし、被告 a4 及び被告 a6 が本件投資システムやイニシャルフィー、ランニングフィーの配当割合を認識し、被告テキシア社が破綻しないため
10 には極めて高い利益を上げなければならないことを認識していたことに照らせば、被告 a4 及び被告 a6 の上記主張に沿う上記証拠を直ちに採用することはできない。そして、仮に、被告 a4 及び被告 a6 が a12 が資産家であると信じていたとしても、本件投資システムやイニシャルフィー、ランニングフィーの配当割合を認識し、被告テキシア社が破綻しないためには極めて
15 高い利益を上げなければならないことを認識していたにもかかわらず、a12 がシンガポールで資産を有していることや稼いでいるということの裏付けを何ら調査していないから、多数の会員に対して出資を勧誘するための調査義務を果たしているとはいえない。

オ 以上によれば、被告 a3 ら 4 名は、共同不法行為による責任を負う。

20 (4) 被告 a7 及び被告 a8

ア 関連共同性の有無

被告 a7 及び被告 a8 は、被告テキシア社設立当初から被告テキシア社の活動に加わり、多数の者を勧誘して組織を拡大させ、設立当時のメンバーとして、各地区の責任者としてディレクターの取りまとめを行うなど、
25 重要な役割を果たしていた。被告 a7 及び被告 a8 は、原告らに対する不法行為の全てにおいて関連共同性が認められる。

イ 被告 a7 及び被告 a8 の不法行為責任の有無

被告 a7 及び被告 a8 は、上記のとおり、重要な役割を果たしていたにもかかわらず、本件投資システムやイニシャルフィー、ランニングフィーの配当割合を認識し、被告テキシア社が破綻しないためには極めて高い利益をあげなければならないことを認識していたにもかかわらず、a12 らに預り金の運用実績等を確認しなかったのであるから、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容していたと認められ、不法行為責任を負う。

ウ これに対し、被告 a7 は、原告らに a7 グループの者や面識のある者がいないから責任を負わない旨主張し、証拠（乙 K 1、被告 a7 本人）がこれに沿う。

しかし、被告 a7 は、被告テキシア社設立当時のメンバーとして、被告テキシア社全体の拡大につき重要な役割を果たし、その後も、被告テキシア社のディレクターを統括する立場にあったものであるから、原告らに対する不法行為全体との関係において関連共同性が認められ、a7 グループに所属しない原告らに対しても責任を負うというべきである。被告 a7 の上記主張を採用することはできない。

エ 被告 a8 は、本件投資システムの構築にかかわっていない旨主張する。

しかし、仮に、本件投資システムを考案した者ではないとしても、被告 a8 は被告テキシア社の事業を開始するに当たっての会議に出席して本件投資システムの採用に関わっているのであるから、その考案者でないことをもって不法行為責任を負わないということとはできない。

また、被告 a8 は、a12 が資産家であると信じていた旨主張し、証拠（甲 A 2 7）がこれに沿う。

しかし、被告 a8 は、単に a12 の発言を聞いたにすぎず（甲 A 2 7）、そ

5 の他 a12 の資産等につき調査を行っていない。被告 a8 は、本件投資システムやイニシャルフィー、ランニングフィーの配当割合を認識し、被告テキシア社が破綻しないためには極めて高い利益を上げなければならないことを認識していたことに照らすと、被告 a8 の上記主張を採用することはできない。

また、被告 a8 は、原告らと面識がなく、原告らとの関係で不法行為責任を負わない旨主張する。しかし、前記のとおり、被告 a8 が果たしていた役割に照らせば、原告ら全体との関係で関連共同性が認められるから、被告 a8 の上記主張を採用することはできない。

10 オ 以上によれば、被告 a7 及び被告 a8 は、共同不法行為による責任を負う。

(5) 被告 a11

ア 関連共同性の有無

15 被告 a11 は、被告テキシア社に加入した後、自らサロンを開設しており、被告 a3 のみからではなく、複数の会員から単なるディレクターにとどまらず、名古屋地区のディレクターを取りまとめる立場にあったと認識されている。そして、被告 a11 は、多数の者を勧誘し、被告 a11 が勧誘した者及び被告 a11 が勧誘した者が更に勧誘した者が所属する名古屋地区のグループ（以下「a11 グループ」という。）は、被告 a11 が認めるだけでも二、三千人が所属する巨大なグループとなっていたことからすると、被告 a11 は
20 名古屋地区における被告テキシア社の拡大に重大な影響を及ぼしていたと
いうことができる。

被告 a11 は、配下の者に勧誘させるに当たり、a12 の資産状況や預り金の運用状況について具体的に調査しておらず、それによって a11 グループの構成員らに対し損害を負わせたのであるから、a11 グループの構成員ら
25 に対して、不法行為責任を負う。原告らのうち名古屋地区において勧誘を受けた者は、いずれも、被告 a11 が名古屋地区のサロンとして使用してい

たビルで勧誘を受けたか、被告 a11 又はその配下の者により勧誘されたことが認められるから（甲 A 6 9、C 3、4、1 8 ないし 2 1、2 7）、原告らのうち名古屋地区において勧誘を受けた原告らの不法行為の限度では、関連共同性が認められる

5 これに対し、被告 a11 は、名古屋地区のディレクターの 1 人にすぎず、スーパーディレクターという役職にはなかったと主張し、証拠（乙 N 1、被告 a11 本人）がこれに沿う。しかしながら、スーパーディレクターという役職名であったかは措くとして、上記のとおり a11 グループの他のディレクターは被告 a11 が勧誘した者である上、被告 a11 は、本部から支給された配当を配り、サロンを提供するなど、a11 グループをとりまとめる役割を果たしていたのであるから、単なるディレクターと役割が同等であったとはいえない。

10 また、被告 a11 は、平成 2 8 年 1 0 月より以前は a12 が莫大な資産を持っており、配当金も a12 が出していると聞いていて被告テキシア社の破綻の可能性を認識していなかった旨主張し、証拠（甲 A 5 3、乙 N 1、被告 a11 本人）がこれに沿う。

15 しかし、被告 a11 は、本件投資システムやイニシャルフィー、ランニングフィーの配当割合を認識し、被告テキシア社が破綻しないためには極めて高い利益を上げなければならないことを認識していたにもかかわらず、20 a12 らに預り金の運用実績等を確認しなかったのであるから、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容していたと認められるのであり、不法行為責任は免れない。被告 a11 の前記主張を採用することはできない。

25 一方、原告らは、被告テキシア社の各グループのメンバーは、相互に情報交換し協力しあって同社の営業活動を行ってきたから、所属していた地

区の会員以外に対し交付をした原告らに対しても責任を負うべきであると主張する。

しかしながら、被告 a11 は、名古屋地区の a11 グループの拡大について重大な影響を及ぼしているものの、その他のグループで活動はしておらず、
5 他グループの拡大について寄与したとは認められない。また、被告 a11 は、他グループの会員を指揮する立場になく、配当表についても被告 a11 グループのもののみ受け取っていたものであり、他グループの経営状況について把握できる立場にもいなかったのであるから、他グループの不法行為について関連共同性があるとは認められない。

10 イ 被告 a11 の不法行為責任の有無

被告 a11 は、前記のとおり、名古屋地区における被告テキシア社の拡大に重大な影響を及ぼしていたものであり、重要な役割を果たしていた。被告 a11 は、被告テキシア社が急速に拡大し、多額の資金を集めていることを認識していたにもかかわらず、a12 らに資産の状況や預り金の運用実績
15 等を確認しなかったのであるから、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容していたと認められ、原告らのうち名古屋地区において勧誘を受けた原告らの不法行為に関しては、不法行為責任を負う。

20 ウ 以上によれば、原告らのうち名古屋地区において勧誘を受けた原告らの不法行為の限度で、被告 a11 は、共同不法行為による責任を負う。

(6) 被告 a10

ア 関連共同性の有無

被告 a10 は、平成 28 年 8 月 1 日から被告テキシア社の代表取締役という立場にあったのであるから、被告テキシア社の会員らの預り金の運用実態を十分に調査すべきであったにもかかわらず、確認を怠り、それによっ
25

て被告テキシア社の会員に対して損害を負わせたのであるから、同日以降に被告テキシア社に対して金銭を交付した原告らの不法行為に関し、関連共同性が認められる。

これに対し、被告 a10 は、名目的代表取締役にはすぎなかったと主張し、
5 証拠（乙 D 1、被告 a10 本人）がこれに沿う。

しかし、被告 a10 は、前記のとおり、被告テキシア社の代表者として全国の会議に出席するなどしており、名目的な代表取締役とはいえないし、a12 から名前だけ借りるなどとは言われずに被告テキシア社の代表取締役となる打診があった際、自ら了承しているのであるから、代表取締役とい
10 う立場となるに当たり、被告テキシア社の運用実態を調査すべき立場にあったといえる。被告 a10 の主張は採用することができない。

一方、原告らは、被告 a10 については仙台地区の地区リーダーを務めていたとして、全ての原告らに対し責任を負うべき旨主張する。確かに、警察官が作成した組織表（甲 A 6 1）には、被告 a10 が仙台地区のグループ
15 リーダーを務めていた旨の記載がある。

しかしながら、同組織表には、同地区のグループリーダーを、被告 a10 だけでなく、e 及び被告 a9 も務めていたことがうかがわれる記述があるところ、被告 a10 がどの時期まで同地区のグループリーダーを務めていたのかを示す証拠はない。また、被告 a3 が、検察官の取調べにおいて、被告 a10
20 がまとめ役ディレクターを務めていた旨供述していたことが認められるが（甲 A 3 2）、同証拠においても、まとめ役ディレクターの業務内容及び立場について明らかにされていない。結局、被告 a10 が被告テキシア社の代表取締役に就任する前の具体的な活動の内容は明らかになっていないというほかない。

したがって、被告 a10 が、代表取締役就任前に被告テキシア社に金銭を
25 交付した原告らに対しても責任を負うべきということとはできない。

イ 被告 a10 の不法行為責任の成否

被告 a10 は、前記のとおり、被告テキシア社の代表取締役を務めており、重要な役割を果たしていた。被告 a10 は、被告テキシア社が急速に拡大し、多額の資金を集めていることを認識していたにもかかわらず、a12 らに預り金の運用実績等を確認しなかったのであるから、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容していたと認められ、平成 28 年 8 月 1 日以降に被告テキシア社に対して金銭を交付した原告らの不法行為に関しては、不法行為責任を負う。

ウ 以上によれば、平成 28 年 8 月 1 日以降に被告テキシア社に対して金銭を交付した原告らの不法行為に関しては、被告 a10 は、共同不法行為による責任を負う。

(7) 被告 a9

ア 関連共同性の有無

被告 a9 は、平成 29 年 8 月からは、被告感謝の会の代表社員に就任しているが、同年 6 月分から仙台グループにおいて配当金や手数料の支払を一部中断したという事情を認識していたのであるから、被告感謝の会の代表社員となるにあたり、会員らの預り金の運用実態を十分に調査すべきであった。それにもかかわらず、被告 a9 は一度も運用実態につき調査をしていないのであるから、被告感謝の会に対して金銭を交付した原告らの不法行為に関しては、関連共同性が認められる。

これに対し、被告 a9 は、a12 の指示により被告感謝の会の代表社員となっただけであり、名目的代表社員にすぎないと主張し、証拠（乙 01、被告 a9）がこれに沿う。

しかし、被告 a9 は a12 から特に名前だけ借りるなどとは言われずに被告感謝の会の代表社員となる打診があった際、自ら了承しているのであるか

ら、代表社員という立場となるに当たり、被告テキシア社の運用実態を調査すべき立場にあったといえる。被告 a9 の主張は採用することができない。

5 一方、原告らは、被告 a9 が、平成 28 年 12 月上旬頃から仙台地区の責任者であることを主張し、被告 a9 の警察官調書（甲 A 5 2）がこれに沿う。また、被告 a3 の検察官調書（甲 A 3 2）においては、まとめ役ディレクターは、パーティーの企画運営や、地域の配当を管理するなどの役割を担っていた旨の記載がある。

10 しかしながら、まとめ役ディレクターが、被告 a3 ら 4 名のように、他のディレクターを統括する立場にあったのかは証拠上明らかではない。また、本件において、原告らのうち仙台地区の者から勧誘を受けたと主張している原告らは、いずれも d から勧誘を受けているところ（甲 A 7 7 ないし 7 9）、d は e の配下にあったことはいかなるもの（甲 A 7 7）、被告 a9 の配下の者であるか否かは証拠上明らかでない。結局、被告 a9 が被告感謝の会の代表社員に就任する前の具体的な活動の内容は明らかとなっていないというほかない。

15 したがって、被告 a9 が被告感謝の会へ金銭を交付した原告ら以外の原告らについても責任を負うべきとはいえない。

イ 被告 a9 の不法行為責任の成否

20 被告 a9 は、前記のとおり、被告感謝の会の代表社員を務めており、重要な役割を果たしていた。被告 a9 は、被告テキシア社が配当金を支払えなくなる中で被告感謝の会が設立されたという状況を認識していたにもかかわらず、a12 らに預り金の運用実績等を確認しなかったのであるから、近い将来、会員への配当金や元金の支払が不可能となることを十分に認識しながら、会員に投資被害を与える結果となってもやむを得ないと認容していたと認められ、被告感謝の会に対して金銭を交付した原告らの不法行為に

25

関しては、不法行為責任を負う。

ウ 以上によれば、被告感謝の会に対して金銭を交付した原告らの不法行為
に関しては、被告 a9 は、共同不法行為による責任を負う。

4 争点 3 (被告テキシア社及び被告感謝の会に対する法人格否認の法理の適用
5 の有無) について

原告らは、被告感謝の会については被告テキシア社が詐欺会社であるという
情報がインターネット上に流れ、資金調達が困難となっていたことから、被告
テキシア社の運営経費等を補充するための資金調達を目的として設立された会
社であるから、主体の看板を被告テキシア社から被告感謝の会に付け替えたに
10 すぎないと主張する。

しかしながら、被告感謝の会も、被告テキシア社と目的は共通しているもの
の、独立して活動しており、法人格が形骸にすぎないとまではいえないし、被
告テキシア社の財産が被告感謝の会へ持ち出されるなど、法律の適用を回避す
るために法人格が濫用されているといった事情も認められないから、原告らの
15 主張を採用することはできない。

5 争点 4 (被告 a3 ら 4 名は本件投資システムによる集金活動を辞めた後の集金
についても責任を負うか。) について

被告 a3 ら 4 名は、仮に被告 a3 ら 4 名の責任が認められるとしても、被告テ
キシア社を辞めた以降 (被告 a3 及び被告 a5 については平成 29 年 9 月以降、
20 被告 a4 及び被告 a6 については同年 8 月以降) の交付行為については不法行為
責任を負わないと主張するが、これを採用することはできない。

被告 a4 及び被告 a6 は、当時被告テキシア社の代表者であった被告 a10 又は
被告 a1 に対し、ラインで被告テキシア社を辞める旨伝えたと主張し、証拠 (乙
H 2、乙 M 2、被告 a4 本人、被告 a6 本人) がこれに沿うが、それを裏付ける
25 ライン等の書証は提出されていない上、その後配下の者に対し勧誘を辞めさせ
るなどの具体的行動をとっていない。

被告 a3 及び被告 a5 についても、被告テキシア社を平成 29 年 7 月に辞め、同月 9 月に被害者の会を設立したと主張し、証拠（甲 A 33、47）がこれに沿う。しかし、それを裏付けるメールやライン等の書証は提出されていない。被告 a3 及び被告 a5 が被害者の会を設立したことを裏付ける証拠として提出した乙 G 1 をみても、j 弁護士の名前と被害者の名前が記載されているのみであり、被告 a3 及び被告 a5 が同弁護士に依頼したか否かは明らかでないし、仮に被害者の会を設立していたとしても、被告 a4 及び被告 a6 と同様に、配下の者に対し勧誘を辞めさせるなどの具体的行動をとっていないのであるから、平成 29 年 9 月以降の交付行為について責任を負わない根拠とはならない。

6 争点 5（損害額）について

(1) 損害額について

別紙交付認定額一覧表の「借用書等」欄記載の証拠によれば、「交付者」欄記載の者は、別紙交付認定額一覧表の「交付日」欄記載の日に、「交付額」欄記載の額を、「受領会社」欄記載の会社宛てに、「グループ、地区」欄記載のグループ又は地区に所属する勧誘者らに対して交付したことが認められる。

なお、原告番号 3 の原告が交付したと主張する額のうち、平成 29 年 6 月 6 日に交付したとされる 100 万円、原告番号 10 の原告が交付したと主張する額のうち 100 万円、原告番号 27 の原告が交付したと主張する額のうち、平成 29 年 2 月 29 日（なお、暦上平成 29 年 2 月 29 日は存在しない。）に交付したとされる 100 万円及び同年 11 月 29 日に交付したとされる 20 万円は、それぞれ借用書等の客観的な裏付けがないため、被告テキシア社に交付したと認めることはできない。

(2) 損益相殺について

被告テキシア社及び被告感謝の会は、それぞれ原告らに対して支払済みの金額（以下「本件弁済金」という。）については、損害額から控除されるべ

きであると主張する。

しかし、そもそも被告感謝の会は、原告らに対して何ら支払をしていない。そして、社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為（以下「反倫理的行為」という。）に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、
5 当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも許されないものというべきである（最高裁平成19年（受）第569号同20年6月10日第三小法廷判決参照）。

前記前提事実及び認定事実によれば、本件出資募集行為が詐欺にあたり、反倫理的行為に該当することは明らかであるところ、本件弁済金は、その額及び支払時期からすると、いずれも本件投資システムにおける配当として支払われたものと認められるから、専ら原告らをして被告テキシア社及び被告
15 感謝の会が預り金を運用していると誤信させることにより本件出資募集を執行し、その発覚を防ぐための手段にほかならないというべきである。

そうすると、本件弁済金の交付によって原告らが得た利益は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、原告らの損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として本件被害額から本件弁済金の額
20 を控除することは許されないものというべきである。

第4 結論

よって、原告らの請求は、被告らに対し、各自別紙認容額一覧表1ないし5に記載の各金員及びこれに対する令和2年3月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決す
25 る。

名古屋地方裁判所民事第6部

5

裁判長裁判官 上 村 考 由

裁判官 舟 橋 伸 行

10

裁判官 大 井 友 貴

(別紙)

認容額一覧表1

令和元年(ワ)第3529号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
1	f1	330万円	300万円	30万円
2	f2	770万円	700万円	70万円
3	f3	110万円	100万円	10万円
4	f4	330万円	300万円	30万円
5	f5	330万円	300万円	30万円
6	f6	2090万円	1900万円	190万円
7	f7	440万円	400万円	40万円
8	f8	935万円	850万円	85万円
10	f9	770万円	700万円	70万円
11	f10	330万円	300万円	30万円
12	f11	330万円	300万円	30万円
13-1	f12	330万円	300万円	30万円
13-2	f13	330万円	300万円	30万円
13-3	f14	330万円	300万円	30万円
14-1	f12	110万円	100万円	10万円
14-2	f13	110万円	100万円	10万円
14-3	f14	110万円	100万円	10万円
15	f15	330万円	300万円	30万円
16	f16	550万円	500万円	50万円
17	f17	275万円	250万円	25万円
18	f18	110万円	100万円	10万円
19	f19	220万円	200万円	20万円
20	f20	110万円	100万円	10万円
21	f21	330万円	300万円	30万円
22	f22	451万円	410万円	41万円
23	f23	935万円	850万円	85万円
24	f24	110万円	100万円	10万円

25	f25	341万円	310万円	31万円
26	f26	440万円	400万円	40万円
27	f27	110万円	100万円	10万円
28	f28	495万円	450万円	45万円

令和2年(ワ)第441号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
29	f29	770万円	700万円	70万円
30	f30	660万円	600万円	60万円
31	f31	660万円	600万円	60万円
32	f32	1980万円	1800万円	180万円

(別紙)

認容額一覧表2

令和元年(ワ)第3529号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
1	f1	330万円	300万円	30万円
2	f2	770万円	700万円	70万円
3	f3	110万円	100万円	10万円
4	f4	330万円	300万円	30万円
5	f5	330万円	300万円	30万円
6	f6	2090万円	1900万円	190万円
7	f7	440万円	400万円	40万円
8	f8	935万円	850万円	85万円
10	f9	770万円	700万円	70万円
11	f10	330万円	300万円	30万円
12	f11	330万円	300万円	30万円
14-1	f12	110万円	100万円	10万円
14-2	f13	110万円	100万円	10万円
14-3	f14	110万円	100万円	10万円
15	f15	330万円	300万円	30万円
16	f16	550万円	500万円	50万円
17	f17	275万円	250万円	25万円
18	f18	110万円	100万円	10万円
19	f19	220万円	200万円	20万円
21	f21	330万円	300万円	30万円
22	f22	440万円	400万円	40万円
23	f23	935万円	850万円	85万円
24	f24	110万円	100万円	10万円
25	f25	330万円	300万円	30万円
26	f26	440万円	400万円	40万円
27	f27	110万円	100万円	10万円
28	f28	495万円	450万円	45万円

令和2年(ワ)第441号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
29	f29	770万円	700万円	70万円
30	f30	660万円	600万円	60万円
31	f31	550万円	500万円	50万円
32	f32	1980万円	1800万円	180万円

(別紙)

認容額一覧表3

令和元年(ワ)第3529号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
13-1	f12	330万円	300万円	30万円
13-2	f13	330万円	300万円	30万円
13-3	f14	330万円	300万円	30万円
20	f20	110万円	100万円	10万円
22	f22	11万円	10万円	1万円
25	f25	11万円	10万円	1万円

令和2年(ワ)第441号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
31	f31	110万円	100万円	10万円

(別紙)

認容額一覧表4

令和元年(ワ)第3529号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
1	f1	330万円	300万円	30万円
2	f2	330万円	300万円	30万円
3	f3	110万円	100万円	10万円
4	f4	330万円	300万円	30万円
5	f5	330万円	300万円	30万円
6	f6	110万円	100万円	10万円
8	f8	715万円	650万円	65万円
10	f9	550万円	500万円	50万円
11	f10	165万円	150万円	15万円
12	f11	165万円	150万円	15万円
14-1	f12	110万円	100万円	10万円
14-2	f13	110万円	100万円	10万円
14-3	f14	110万円	100万円	10万円
15	f15	330万円	300万円	30万円
17	f17	275万円	250万円	25万円
18	f18	110万円	100万円	10万円
19	f19	220万円	200万円	20万円
21	f21	330万円	300万円	30万円
22	f22	330万円	300万円	30万円
23	f23	935万円	850万円	85万円
24	f24	110万円	100万円	10万円
25	f25	110万円	100万円	10万円
26	f26	440万円	400万円	40万円
27	f27	110万円	100万円	10万円
28	f28	110万円	100万円	10万円

令和2年(ワ)第441号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
29	f29	330万円	300万円	30万円
30	f30	660万円	600万円	60万円
31	f31	550万円	500万円	50万円
32	f32	1980万円	1800万円	180万円

(別紙)

認容額一覧表5-1

令和元年(ワ)第3529号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
2	f2	440万円	400万円	40万円
16	f16	550万円	500万円	50万円

認容額一覧表5-2

令和元年(ワ)第3529号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
2	f2	330万円	300万円	30万円
3	f3	110万円	100万円	10万円
4	f4	330万円	300万円	30万円
18	f18	110万円	100万円	10万円
19	f19	220万円	200万円	20万円
21	f21	330万円	300万円	30万円
27	f27	110万円	100万円	10万円

認容額一覧表5-3

令和元年(ワ)第3529号				
番号	原告	認容額	認容額内訳	
			交付額	弁護士費用
20	f20	110万円	100万円	10万円

(別紙)

訴訟費用負担一覧表 1 (原告)

負担する者	負担する費用
原告1	原告1に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の50分の1
原告2	原告2に生じた費用の5分の1、被告感謝の会及び被告a9に生じた費用の25分の1並びに被告a10に生じた費用の100分の3
原告3	原告3に生じた費用の26分の15及び被告らに生じた費用の100分の1
原告4	原告4に生じた費用の13分の2並びに被告感謝の会及び被告a9に生じた費用の50分の1
原告5	原告5に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の50分の1
原告6	原告6に生じた費用の10分の3、被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の25分の3並びに被告a10に生じた費用の100分の11
原告7	原告7に生じた費用の13分の4並びに被告感謝の会、被告a9、被告a10及び被告a11に生じた費用の100分の3
原告8	原告8に生じた費用の4分の1、被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の20分の1並びに被告a10に生じた費用の100分の1
原告10	原告10に生じた費用の20分の7、被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の20分の1、被告a10に生じた費用の50分の1並びに被告a1ら及び被告テキシア社に生じた費用の100分の1
原告11	原告11に生じた費用の26分の7、被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の50分の1並びに被告a10に生じた費用の100分の1
原告12	原告12に生じた費用の26分の7、被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の50分の1並びに被告a10に生じた費用の100分の1
原告13の1	原告13の1に生じた費用の13分の3並びに被告テキシア社、被告a10及び被告a11に生じた費用の50分の1
原告13の2	原告13の2に生じた費用の13分の3並びに被告テキシア社、被告a10及び被告a11に生じた費用の50分の1
原告13の3	原告13の3に生じた費用の13分の3並びに被告テキシア社、被告a10及び被告a11に生じた費用の50分の1
原告14の1	原告14の1に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の100分の1
原告14の2	原告14の2に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の100分の1
原告14の3	原告14の3に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の100分の1
原告15	原告15に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の50分の1
原告16	原告16に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a10に生じた費用の100分の3
原告17	原告17に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の50分の1
原告18	原告18に生じた費用の13分の2並びに被告感謝の会及び被告a9に生じた費用の100分の1
原告19	原告19に生じた費用の13分の2並びに被告感謝の会及び被告a9に生じた費用の100分の1
原告20	原告20に生じた費用の13分の2並びに被告テキシア社及び被告a10に生じた費用の100分の1
原告21	原告21に生じた費用の13分の2並びに被告感謝の会及び被告a9に生じた費用の50分の1
原告22	原告22に生じた費用の4分の1、被告a11、被告感謝の会及び被告a9に生じた費用の100分の3並びに被告a10に生じた費用の100分の1
原告23	原告23に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の20分の1
原告24	原告24に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の100分の1
原告25	原告25に生じた費用の50分の14、被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の50分の1並びに被告a10に生じた費用の100分の1
原告26	原告26に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の100分の3
原告27	原告27に生じた費用の50分の31及び被告らに生じた費用の100分の1
原告28	原告28に生じた費用の100分の29、被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の100分の3並びに被告a10に生じた費用の50分の1
原告29	原告29に生じた費用の100分の27、被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の25分の1並びに被告a10に生じた費用の100分の3
原告30	原告30に生じた費用の13分の2並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の25分の1
原告31	原告31に生じた費用の13分の3、被告a11に生じた費用の25分の1、被告感謝の会及び被告a9に生じた費用の100分の3並びに被告テキシア社及び被告a10に生じた費用の100分の1
原告32	原告32に生じた費用の13分の3並びに被告感謝の会、被告a9及び被告a11に生じた費用の100分の11

(別紙)

訴訟費用負担一覧表 2 (被告らが負担する原告訴訟費用)

負担する者(連帯負担)	負担する費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告1、5、14の1ないし3、15、17、23、24、26、30、32に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10、被告a11	原告3、4、18、19、21、27に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告7に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告感謝の会、被告a9	原告13の1ないし3に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a11	原告16に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告感謝の会、被告a9、被告a11	原告20に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10、被告a11	原告2に生じた費用の25分の9
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a11	原告2に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告6に生じた費用の25分の1
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告6に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告8に生じた費用の100分の59
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告8に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告10に生じた費用の25分の12
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告10に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告11、12に生じた費用の50分の19
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告11、12に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告感謝の会、被告a9、被告a10	原告22に生じた費用の50分の1
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告22に生じた費用の50分の27
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告22に生じた費用の100分の11
被告a1ら8名	原告22に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告感謝の会、被告a9、被告a10	原告25に生じた費用の100分の3
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告25に生じた費用の50分の11
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告25に生じた費用の50分の21
被告a1ら8名	原告25に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告28に生じた費用の100分の17
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告28に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告29に生じた費用の100分の33
被告a1ら8名、被告テキシア社	原告29に生じたその余の費用
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告感謝の会、被告a9、被告a10	原告31に生じた費用の20分の3
被告a1ら8名、被告テキシア社、被告a10	原告31に生じた費用の100分の49
被告a1ら8名	原告31に生じたその余の費用

(別紙)

訴訟費用負担一覧表 3 (被告らが負担する被告訴訟費用)

負担する者	負担する費用
被告テキシア社	被告テキシア社に生じたその余の費用
被告感謝の会	被告感謝の会に生じたその余の費用
被告a1	被告a1に生じたその余の費用
被告a2	被告a2に生じたその余の費用
被告a7	被告a7に生じたその余の費用
被告a8	被告a8に生じたその余の費用
被告a3	被告a3に生じたその余の費用
被告a4	被告a4に生じたその余の費用
被告a5	被告a5に生じたその余の費用
被告a6	被告a6に生じたその余の費用
被告a11	被告a11に生じたその余の費用
被告a9	被告a9に生じたその余の費用
被告a10	被告a10に生じたその余の費用

(別紙)

請求目録

令和元年(ワ)第3529号				
番号	原告	請求金額	請求金額内訳	
			交付額	弁護士費用
1	f1	330万円	300万円	30万円
2	f2	770万円	700万円	70万円
3	f3	220万円	200万円	20万円
4	f4	330万円	300万円	30万円
5	f5	330万円	300万円	30万円
6	f6	2090万円	1900万円	190万円
7	f7	440万円	400万円	40万円
8	f8	935万円	850万円	85万円
9	訴え取下げ			
10	f9	880万円	800万円	80万円
11	f10	330万円	300万円	30万円
12	f11	330万円	300万円	30万円
13-1	f12	330万円	300万円	30万円
13-2	f13	330万円	300万円	30万円
13-3	f14	330万円	300万円	30万円
14-1	f12	110万円	100万円	10万円
14-2	f13	110万円	100万円	10万円
14-3	f14	110万円	100万円	10万円
15	f15	330万円	300万円	30万円
16	f16	550万円	500万円	50万円
17	f17	275万円	250万円	25万円
18	f18	110万円	100万円	10万円
19	f19	220万円	200万円	20万円
20	f20	110万円	100万円	10万円
21	f21	330万円	300万円	30万円
22	f22	451万円	410万円	41万円
23	f23	935万円	850万円	85万円

24	f24	110万円	100万円	10万円
25	f25	341万円	310万円	31万円
26	f26	440万円	400万円	40万円
27	f27	242万円	220万円	22万円
28	f28	495万円	450万円	45万円

令和2年(ワ)第441号				
番号	原告	請求金額	請求金額内訳	
			交付額	弁護士費用
29	f29	770万円	700万円	70万円
30	f30	660万円	600万円	60万円
31	f31	660万円	600万円	60万円
32	f32	1980万円	1800万円	180万円

番号	交付者	交付日	交付額	受領会社	借用書等	グループ、地区	被告a1ら8名			被告テキシア社			被告感謝の会及び被告a9			被告a10			被告a11		
							交付額	弁護士費用	合計	交付額	弁護士費用	合計	交付額	弁護士費用	合計	交付額	弁護士費用	合計	交付額	弁護士費用	合計
1	f1	H28.10.31	1,000,000	被告テキシア社	甲B1の1、C1	bグループ	3,000,000	300,000	3,300,000	3,000,000	300,000	3,300,000				3,000,000	300,000	3,300,000			
		H29.2.14	2,000,000	被告テキシア社	甲B1の2、C1																
2	f2	H28.5.31	2,000,000	被告テキシア社	甲B2の1、C2	名古屋地区	7,000,000	700,000	7,700,000	7,000,000	700,000	7,700,000				7,000,000	700,000	7,700,000			
		H28.6.30	2,000,000	被告テキシア社	甲B2の2、C2																
		H29.5.31	3,000,000	被告テキシア社	甲B2の3、C2																
3	f3	H29.6.30	1,000,000	被告テキシア社	甲B3の1、C3	名古屋地区	1,000,000	100,000	1,100,000	1,000,000	100,000	1,100,000				1,000,000	100,000	1,100,000	1,000,000	100,000	1,100,000
4	f4	H29.7.31	3,000,000	被告テキシア社	甲B4の1、C4	名古屋地区	3,000,000	300,000	3,300,000	3,000,000	300,000	3,300,000				3,000,000	300,000	3,300,000	3,000,000	300,000	3,300,000
5	f5	H29.4.5	1,000,000	被告テキシア社	甲B5の1、C5	bグループ	3,000,000	300,000	3,300,000	3,000,000	300,000	3,300,000				3,000,000	300,000	3,300,000			
		H29.5.25	2,000,000	被告テキシア社	甲B5の2、C5																
6	f6	H27.11.30	6,000,000	被告テキシア社	甲B6の1、A76	不明	19,000,000	1,900,000	20,900,000	19,000,000	1,900,000	20,900,000									
		H27.12.21	4,000,000	被告テキシア社	甲B6の2、A76																
		H28.6.1	8,000,000	被告テキシア社	甲B6の3、A76																
		H29.1.23	1,000,000	被告テキシア社	甲B6の4、A76																
7	f7	H27.5.18	2,000,000	被告テキシア社	甲B7の1、C7	bグループ	4,000,000	400,000	4,400,000	4,000,000	400,000	4,400,000									
		H27.6.10	2,000,000	被告テキシア社	甲B7の2、C7																
8	f8	H28.6.13	1,000,000	被告テキシア社	甲B8の1、A77	仙台地区 (d)	8,500,000	850,000	9,350,000	8,500,000	850,000	9,350,000									
		H28.7.28	1,000,000	被告テキシア社	甲B8の2、A77																
		H28.8.15	1,000,000	被告テキシア社	甲B8の3、A77																
		H28.8.31	3,500,000	被告テキシア社	甲B8の4、A77																
		H28.9.24	1,000,000	被告テキシア社	甲B8の5、A77																
		H28.9.24	1,000,000	被告テキシア社	甲B8の6、A77																
10	f9	H28.6.23	1,500,000	被告テキシア社	甲B10の5、C10	不明	7,000,000	700,000	7,700,000	7,000,000	700,000	7,700,000									
		H28.7.17	500,000	被告テキシア社	甲B10の1、C10																
		H28.11.28	500,000	被告テキシア社	甲B10の2、C10																
		H29.1.28	500,000	被告テキシア社	甲B10の3、C10																
		H29.6.2	4,000,000	被告テキシア社	甲B10の4、C10																
11.1 2	亡g	H28.4.26	1,000,000	被告テキシア社	甲B11の1、C11	不明	6,000,000	600,000	6,600,000	6,000,000	600,000	6,600,000									
		H28.6.29	1,000,000	被告テキシア社	甲B11の2、C11																
		H28.7.29	1,000,000	被告テキシア社	甲B11の3、C11																
		H28.11.30	1,000,000	被告テキシア社	甲B11の4、C11																
		H28.12.21	1,000,000	被告テキシア社	甲B11の5、C11																
		H29.5.30	1,000,000	被告テキシア社	甲B11の6、C11																
13	亡h	H29.8.25	9,000,000	被告感謝の会	甲B13の1、A78	仙台地区 (d)	9,000,000	900,000	9,900,000				9,000,000	900,000	9,900,000						
14	亡i	H28.8.24	1,000,000	被告テキシア社	甲B14の1、A79	仙台地区 (d)	3,000,000	300,000	3,300,000	3,000,000	300,000	3,300,000									
		H29.2.27	1,000,000	被告テキシア社	甲B14の2、A79																
		H29.5.27	1,000,000	被告テキシア社	甲B14の3、A79																
15	f15	H28.11.25	1,000,000	被告テキシア社	甲B15の1、C15	bグループ	3,000,000	300,000	3,300,000	3,000,000	300,000	3,300,000									
		H29.1.25	1,000,000	被告テキシア社	甲B15の2、C15																
		H29.2.21	1,000,000	被告テキシア社	甲B15の3、C15																
16	f16	H28.1.26	5,000,000	被告テキシア社	甲B16の1、C16	名古屋地区	5,000,000	500,000	5,500,000	5,000,000	500,000	5,500,000							5,000,000	500,000	5,500,000
17	f17	H29.2.23	1,000,000	被告テキシア社	甲B17の1,2、C17	不明	2,500,000	250,000	2,750,000	2,500,000	250,000	2,750,000									
		H29.2.23	1,000,000	被告テキシア社	甲B17の3,4、C17																
		H29.6.9	500,000	被告テキシア社	甲B17の5、C17																
18	f18	H29.4.30	1,000,000	被告テキシア社	甲B18の1、C18	名古屋地区	1,000,000	100,000	1,100,000	1,000,000	100,000	1,100,000				1,000,000	100,000	1,100,000	1,000,000	100,000	1,100,000
19	f19	H28.11.27	1,000,000	被告テキシア社	甲B19の1,2、C19	名古屋地区	2,000,000	200,000	2,200,000	2,000,000	200,000	2,200,000									
		H29.6.10	1,000,000	被告テキシア社	甲B19の3,4、C19																
20	f20	H29.9.1	1,000,000	被告感謝の会	甲B20の1,2、C20	名古屋地区	1,000,000	100,000	1,100,000				1,000,000	100,000	1,100,000				1,000,000	100,000	1,100,000
21	f21	H29.6.25	1,000,000	被告テキシア社	甲B21の1、C21	名古屋地区	3,000,000	300,000	3,300,000	3,000,000	300,000	3,300,000									
		H29.6.30	1,000,000	被告テキシア社	甲B21の2、C21																

		H29.6.30	1,000,000	被告テキシア社	甲B21の3、C21																
22	f22	H28.6.26	1,000,000	被告テキシア社	甲B22の1、C22	bグループ	4,100,000	410,000	4,510,000	4,000,000	400,000	4,400,000				3,000,000	300,000	3,300,000			
		H28.9.30	1,000,000	被告テキシア社	甲B22の2、C22																
		H29.1.27	2,000,000	被告テキシア社	甲B22の3、C22																
		H29.10.30	100,000	被告感謝の会	甲B22の4,5、C22																
23	f23	H29.6.27	1,000,000	被告テキシア社	甲B23の1、C23	bグループ	8,500,000	850,000	9,350,000	8,500,000	850,000	9,350,000				8,500,000	850,000	9,350,000			
		H29.7.10	1,000,000	被告テキシア社	甲B23の2、C23																
		H29.7.10	1,000,000	被告テキシア社	甲B23の3、C23																
		H29.7.10	1,000,000	被告テキシア社	甲B23の4、C23																
		H29.7.10	1,000,000	被告テキシア社	甲B23の5、C23																
		H29.7.10	1,000,000	被告テキシア社	甲B23の6、C23																
		H29.7.10	1,000,000	被告テキシア社	甲B23の7、C23																
H29.7.28	1,500,000	被告テキシア社	甲B23の8、C23																		
24	f24	H29.2.24	1,000,000	被告テキシア社	甲B24の1、C24	関東地区	1,000,000	100,000	1,100,000	1,000,000	100,000	1,100,000				1,000,000	100,000	1,100,000			
25	f25	H28.5.16	1,000,000	被告テキシア社	甲B25の1,4、C25	bグループ	3,100,000	310,000	3,410,000	3,000,000	300,000	3,300,000				1,000,000	100,000	1,100,000			
		H28.7.15	1,000,000	被告テキシア社	甲B25の2,5、C25																
		H29.1.21	1,000,000	被告テキシア社	甲B25の3、C25																
		H29.10.23	100,000	被告感謝の会	甲B25の6、C25																
26	f26	H28.12.22	3,000,000	被告テキシア社	甲B26の1、C26	福井チーム	4,000,000	400,000	4,400,000	4,000,000	400,000	4,400,000				4,000,000	400,000	4,400,000			
		H29.2.20	1,000,000	被告テキシア社	甲B26の2、C26																
27	f27	H28.12.29	1,000,000	被告テキシア社	甲B27の1、C27	名古屋地区	1,000,000	100,000	1,100,000	1,000,000	100,000	1,100,000				1,000,000	100,000	1,100,000	1,000,000	100,000	1,100,000
28	f28	H27.5.19	2,000,000	被告テキシア社	甲B28の3、C28	不明	4,500,000	450,000	4,950,000	4,500,000	450,000	4,950,000				1,000,000	100,000	1,100,000			
		H28.6	1,500,000	被告テキシア社	甲B28の2、C28																
		H29.1.17	1,000,000	被告テキシア社	甲B28の1、C28																
29	f29	H26.12.31	2,000,000	被告テキシア社	甲B29の1の1、C29	不明	7,000,000	700,000	7,700,000	7,000,000	700,000	7,700,000				3,000,000	300,000	3,300,000			
		H28.1.31	2,000,000	被告テキシア社	甲B29の2の1、C29																
		H29.1.27	2,000,000	被告テキシア社	甲B29の3、C29																
		H29.2.20	1,000,000	被告テキシア社	甲B29の4、C29																
30	f30	H28.12.31	3,000,000	被告テキシア社	甲B30の1、C30	不明	6,000,000	600,000	6,600,000	6,000,000	600,000	6,600,000				6,000,000	600,000	6,600,000			
		H29.1.23	3,000,000	被告テキシア社	甲B30の2、C30																
31	f31	H28.12.31	3,000,000	被告テキシア社	甲B31の1	不明	6,000,000	600,000	6,600,000	5,000,000	500,000	5,500,000				5,000,000	500,000	5,500,000			
		H29.1.23	2,000,000	被告テキシア社	甲B31の2																
		H29.8.31	1,000,000	被告感謝の会	甲B31の3																
32	f32	H28.11.28	10,000,000	被告テキシア社	甲B32の1、C32～34	不明	18,000,000	1,800,000	19,800,000	18,000,000	1,800,000	19,800,000				18,000,000	1,800,000	19,800,000			
		H29.2.7	5,000,000	被告テキシア社	甲B32の2、C32～34																
		H29.6.1	1,000,000	被告テキシア社	甲B32の3、C32～34																
		H29.7.8	1,000,000	被告テキシア社	甲B32の4、C32～34																
		H29.7.24	1,000,000	被告テキシア社	甲B32の5、C32～34																